

「学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議」における 検討事項（案）

1. 検討の背景

（1）障害者が社会生活を自立して送るためには学校卒業後の学びを継続する必要があること

○ 今後の社会において、一人一人が社会で自立して生きるためには、生涯を通じて必要な学習を行い、資質・能力を高めていく必要がある。このことは、障害のある者にとっても同様であるだけでなく、むしろ、障害の特性を踏まえれば、学校段階で身に付けた資質・能力を維持・開発・伸長することはもとより、生涯の各段階で必要な学びの場を持ち、実生活に生かすための適切な支援を受ける必要性は、障害のない者よりも格段に大きい。

○ 現在も、障害のある子供たちに対しては、学校教育段階から将来を見据えた教育活動（自立活動やキャリア教育等）が展開されているが、学校卒業後の社会生活を自立して送るため、学校で身に付けた資質・能力を維持し、実生活や実社会の場面で実践できるようにするとともに、更に各ライフステージで必要な学びを継続し、実践につなげていく必要がある。

しかしながら、障害者が、学校卒業後にそのような学習の機会を十分に得ることは困難な状況にあり、このために、学校段階までの過程で身に付けた資質・能力自体がその後低下するケースもあると指摘されている。

○ また、「公共」や「保健体育」などの自立して社会生活を営む力の育成に関わる内容<注>については、特別支援学校高等部等の3年間でしっかりと指導を行うだけでなく、障害の特性を踏まえ、その後の実生活にも即しながら、ライフステージ全体を通じ必要な学習を継続的に行う必要がある。

<注>高等学校の学習指導要領改訂（平成29年度中）の動向を踏まえつつ、特別支援学校高等部学習指導要領の「社会」や「保健体育」等の改訂について、現在検討中。

（2）障害者が、幸福で豊かな生活を追求するための生涯学習の機会を整備する必要があること

○ 学習、スポーツ及び文化などの活動は、人々の心のつながりや相互理解の土壌となり、幸福で豊かな生活を追求する基盤となるものであり、障害の有無に関わらず、すべての人にその機会が開かれたものとなる必要がある。

○ 一方で、障害のない者に対しては豊富に提供されているこれらの学びの機会が、障害者には決して十分ではなく、高等教育機関への進学者も現状では少ない実態の中、学校を卒業してしまうと、こうした機会は少なくなる。

(3) 障害者が社会において自らの個性や得意分野を長所として生かす観点からの取組も必要であること

- 困難な状況にある障害者への支援という観点だけでなく、障害者一人一人の多様な個性や得意分野を長所として生かす観点から、学びに取り組むことも必要である。このことにより、障害者が、これまで十分に伸ばせていなかった能力を開花させ、社会の中で活躍できる可能性を広げられるよう、地方公共団体をはじめ多様な主体が連携し、一人一人の特性に応じて、学習・スポーツ・文化等の得意分野の成果を発揮するなどの取組も必要である。

(4) 障害の有無に関わらず、共に学ぶ共生社会の実現に向けた取組が必要であること

- 障害者権利条約の批准や障害者差別解消法の施行、2020年東京オリンピック・パラリンピックを大きな契機の一つとして捉え、障害者が地域とのつながりを持ち、様々な人々と共に学び支え合って生きていくことができるようにするとともに、障害のない者が、障害のある者との交流や学びの場に積極的に参加するなど、社会における「心のバリアフリー」を推進し、共生社会の実現につなげていくことが必要である。

2. 検討の方向性

- 上記を踏まえ、学校卒業後の障害者の学びについて、現状と課題を分析するとともに、「求められる学習内容は何か」「どのような体制で実施すべきか」「一般的な学習機会への障害者の参加を促進するために何が必要か」等を明らかにしつつ、地方公共団体をはじめ多様な主体に求められる方策を提示する。
その際、当事者の目線に立って、障害者のスポーツや文化活動の推進に関するこれまでの検討結果や取組の状況等を踏まえつつ、スポーツ・文化を含めた、障害者の学びの充実のための方策についても検討する。
- また、平成30年度予算（案）で実施予定の「障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究」「生涯学習を通じた共生社会の実現に関する調査研究」等の状況も踏まえつつ、検討する。

3. 主な検討課題（例）

※資料5－2「学校卒業後における障害者の学びの推進方策に関する検討イメージ」も参照。

（1）障害者に真に求められる学習プログラム・実施体制等

～求められる学習は何か、どのような体制で実施すべきか～

【視点1】学校から社会への移行期に特に必要となる学習の在り方

- ・学校段階までの過程で身に付けた資質・能力を更に維持・開発するための学習の在り方
- ・多様な生活体験、職業体験等を体系的に行う中で、主体性をもって物事に取り組みやり遂げる力、コミュニケーション能力や社会性などを伸ばし、その後就業し自立した生活を送る基礎力を身に付けるための学習の在り方

【視点2】生涯の各ライフステージにおいて必要となる学習の在り方

- ・生涯の各ライフステージで必要となる、社会生活を自立して生きるために必要な知識やスキル等を身に付け、実生活で実践するための学習の在り方

<内容>

①プログラムの内容

※資料5－3「学校卒業後における障害者の学習として必要となる内容のイメージ例」を参照。

*学校卒業後における障害のない者との交流・共同学習、当事者の自主的活動を含む。

②実施体制等

○多様な主体の強みを生かした効果的な実施体制の在り方。その際の特別支援学校等との接続・連携や、生涯学習、文化、スポーツ、福祉、労働等の関係機関・団体等との効果的な連携の在り方。*福祉・労働等の関連事業の活用を含む。

- ・公民館、生涯学習センター等の社会教育施設
- ・特別支援学校の同窓会組織等
- ・大学（オープンカレッジや公開講座等）
- ・企業、社会福祉法人、NPO法人
- ・実行委員会・コンソーシアム等

○特別支援教育や障害者福祉等の専門的知見を有するコーディネーター・指導者の配置、ボランティアの参画方策等

(2) 一般的な学習活動への障害者の参加の推進方策

～一般的な学習機会への障害者の参加を促進するために何が必要か～

- 一般的な学習活動への障害者の参加に係る促進要因・阻害要因を踏まえた効果的な対応策
- 障害者差別解消法を踏まえた「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」の対応（考え方、求められる体制等）

(3) 人材の育成・確保、普及啓発

～基盤の整備のためには何が必要か①～

①人材の育成・確保

- 指導者、コーディネーター等の資質向上や確保の方策
- ボランティアの養成・確保の方策

②普及啓発

- ノウハウの提供・共有の仕組み
- 障害の有無に関わらず共に学ぶ取組を普及するための方策

(4) 推進体制の整備等

～基盤の整備のためには何が必要か②～

①関係者に求められる役割

②必要な体制づくり

③必要な方策

- 当事者のニーズの把握、相談の対応
- 域内の取組の情報収集・提供
- 実施体制等の整備